

子育て世帯を応援！ 臨時給付金を支給します

対象児童
1人につき **2万円**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰に直面している子育て世帯の生活を支援するため、臨時給付金を支給します。



対象児童

平成19年4月2日以降に生まれ、
令和4年9月30日時点で富山市に住民登録がある児童
※児童養護施設などの入所児童に対しては、当該施設に支給します。

受給対象

対象児童の保護者など
★所得制限はありません。

申請が不要な方

令和4年12月28日(火)に児童手当の口座に振り込み予定です。

●令和4年9月分の児童手当を富山市から受給している方

※児童が富山市以外に住民登録している場合を除く。

※令和4年9月30日時点で児童手当の受給者の転出などにより受給資格が消滅した方は申請が必要です。

●令和4年9月中に児童が富山市に転入、または出生された方

申請が必要な方

令和4年12月末に申請書などを郵送します。

●申請が不要な方以外で、対象児童を養育している方

主な対象者

- ・児童手当制度の所得上限限度額以上のために、児童手当を受給していない方
- ・公務員の方

申請期限

令和5年

2月28日(火)(必着)

※期限を過ぎた場合は、
申請できません。

※該当すると考えられる方で、令和5年1月中旬に郵便が届かない方は、問い合わせてください。

※現在対象児童を養育している方で、離婚などの事情により給付金を受け取れない方は相談してください。

手続き方法

必要書類(本人確認書類、口座番号の分かるものの写し)を添え、次の提出先に直接提出または郵送してください。

提出先 ●こども福祉課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)

●各行政サービスセンター地域福祉課

問い合わせ

圏こども福祉課 ☎443-2249

圏各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5830 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

詳細は、市ホームページ(「子育て世帯
応援臨時給付金」で検索)をご覧ください。
か、問い合わせてください。



住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除は、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている方が、所得税から控除しきれなかった額を、翌年度の市・県民税から控除できる制度です。

住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに居住を開始した方も対象となります。

また、市・県民税における住宅借入金等特別税額控除の控除限度額が次のとおり変更されます。

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

区分	I	II	III
入居した年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)(※1)	A×5% (最高97,500円)(※2)(※3)

表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額)です。

(※1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、区分Iの控除限度額となります。

(※2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定の期間(新築(注文住宅)は令和2年10月1日～令和3年9月30日、分譲住宅・中古住宅などは令和2年12月1日～令和3年11月30日)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、区分IIの控除限度額となります。

(※3)令和6年以降に建築確認を受ける住宅、または登記上の建築日が令和6年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合限り、住宅借入金等特別税額控除の対象となります。

確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている場合は、この適用を受けるための市への申告手続きは不要です。

民法改正に伴う未成年者の非課税措置の見直し

未成年者は、合計所得金額が135万円以下の場合は市・県民税が課税されません。令和4年4月1日に施行された民法の成年年齢の引き下げに伴い、次のとおり令和5年度課税分から非課税の範囲が変更されます。

未成年者の対象年齢	
令和4年度課税分まで	令和5年度課税分から
1月1日(賦課期日)時点で20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日以降生まれの方)	1月1日(賦課期日)時点で18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日以降生まれの方)

詳細は、市ホームページ(「令和5年度からの市税の変更」で検索)をご覧ください。

- 市・県民税の申告および所得税の確定申告の日程などについては、「広報とやま令和5年1月20日号」でお知らせします。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市・県民税は郵送による申告、所得税の確定申告はパソコンやスマートフォンによる電子申告(e-Tax)を利用してください。